

医療法人設立認可申請 必要書類一覧表

(旧 医療法人設立認可申請書チェックリスト 令和5年度第2回受付より更新)

- 1 各書類の「基準日」に留意してください。「基準日」は、申請時期により異なるため、「医療法人設立の手引」には掲載していません。東京都公式ホームページ内の「医療法人設立認可に係る年間スケジュール」から「基準日等一覧表」をダウンロードしてください。
- 2 次の書類以外に、内容確認のために追加書類の提出をお願いする場合があります。

項 目	様式番号	注 意 事 項	手引(冊子)の ページ番号※1
受付票		東京都公式ホームページから直近の申請時期のものをダウンロードしてください。	
医療法人設立認可申請書	1	日付は東京都が指定した日	P33
定款(寄附行為)			
設立総会議事録	2	仮申請(事前審査)提出日以前の開催日付	P52-57
財産目録	3	基準日あり	P58
財産目録明細書	4	基準日あり	P60
不動産鑑定評価書		できるだけ新しいもの(不動産を抛出する場合のみ提出が必要)	
減価償却計算書	5	基準日あり	P67
現物抛出の価額証明書		基準日あり	P68 (参考)
基金抛出契約書等	6-1 から 6-4	基金制度を採用する社団医療法人の場合	P70-P77
抛出(寄附)申込書	6-5	基金制度を採用しない社団医療法人の場合	P78
預金残高証明書		仮申請(事前審査)提出日時点からみて3か月以内に金融機関が発行したもの	
診療報酬等の決定通知書		直近2か月分(未収入金を抛出する場合)	
設立時の負債内訳書	7-1,7-2	借入金、リース、割賦別 基準日あり 金銭消費貸借契約書に記載の借入れ目的が運転資金となっている負債は引き継がないので注意。	P79 P81
負債の説明資料	8		P82
負債の根拠書類		・金銭消費貸借契約書及び支払予定表 ・契約書(又は請求書)及び領収書 領収書の添付がない抛出資産に係る負債は引き継ぎ対象外となるので注意。	
債務引継承認願	9-1 から 9-3	債権者ごとに作成	P87-P88
リース物件一覧表	10	物件名、数量、業者名等を記載(資産計上しない物件がある場合のみ必要)	P90
リース・割賦契約書(写し)		現行の契約書の写し	
リース・割賦引継承認願	11	リース会社ごとに作成	P89-P92
役員・社員名簿	12	基準日あり	P93
履 歴 書	13	設立総会の日付	P95
印鑑登録証明書		仮申請(事前審査)提出日からみて発行から3か月以内のもの	
役員就任承諾書	15	設立総会の日付	P99
管理者就任承諾書	16	設立総会の日付	P101
理事長医師免許証(写し)		原寸大	
管理者医師免許証(写し)		原寸大	

理事医師免許証(写し)		原寸大(医師免許を持つ理事は全員必要。監事については不要。)	
診療所等の概要	17-1	診療所等、医療法人化する本来業務についての概要	P103
施設等の概要	17-2	本来業務に加え附帯業務も同時に医療法人化する場合は必要	P107
周辺の概略図		診療所等とその最寄り駅を表示した地図に、当該施設へのアクセス方法を明示した資料	
建物平面図		1/50～1/100程度のもの	
不動産賃貸借契約書(写し)		現行のもの写し 転賃の場合は原契約やマスターリース契約書の写しも添付	
賃貸借契約引継承認書(覚書)	18	貸主ごとに作成	P110 (記載例)
建物登記事項証明書		契約の目的物となっている建物等に関する履歴事項全部証明書 仮申請時点からみて発行日から3か月以内に発行されたものであること 賃貸借契約書の貸主と所有権者の名義が一致しているか確認すること	
土地登記事項証明書		同上。ただし、テナント入居案件の場合は土地の登記事項証明書は原則不要。	
近傍類似値について	19	設立しようとする医療法人の役員等、利害関係者から物件を賃借する場合のみ添付	P112
事業計画書(2か年又は3か年)	20	初年度は法人設立月を始期とし、初年度が半年未満になる場合は3か年分の作成が必要。予算書に計上する数字等と本文の内容は一致させること。	P113
予算書(2か年又は3か年)	21	初年度は診療所開設月を始期とし、初年度が半年未満になる場合は3か年分の作成が必要。同年度の収支合計は必ず一致させること。	P115
予算明細書	22		P116
			P119
職員給与費内訳書	23		P121
実績表(2年分)	24	開設場所における実績が浅い場合(確定申告前の場合等)は直近までの残高試算表を添付すること。	125
確定申告書(2年分)		①申告書(第一表、第二表) 個人番号(マイナンバー)が表示されないように「控用」をコピーしてください。 税務署の受付印が押印済みのもの、あるいは、e-taxで確定申告を行っている場合は、①の付属資料として「メール詳細 送信されたデータを受け付けました」の表示画面コピーを添付してください。	
		②所得税青色申告決算書(減価償却費計算の一覧表が別紙になっている場合は別紙も必要)	
		③所得の内訳書	
		④所得税青色申告決算書(一般用)付表 << 医師及び歯科医師用 >>	
		⑤①～④以外の資料(不動産所得に係る決算書、所得控除関係資料)は添付不要。	
診療所の開設届及び変更届の写し		個人診療所の開設実績のある場合 開設届提出後に移転等の変更届を提出した場合はその写しも必要	

※1 医療法人設立の手引の冊子の有償頒布は行っていません。ホームページ上に掲載されている資料をダウンロードしてください。

※2 従来まで提出を求めていた設立代表者に対する「委任状」(様式14)は、設立総会議事録の内容と趣旨が重複するため廃止と致しました。

※3 この一覧表は冊子版「医療法人設立の手引」P24、P25に掲載の「医療法人設立認可申請書チェックリスト」を最新の内容にアップデートしたものです。